



新型コロナウイルス感染症対策 高齢者施設等における従事者へのPCR検査事業 (施設用手順書)

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室
令和3年2月

- 令和3年2月2日付け、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改訂され、「感染多数地域における高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画を策定し、令和3年3月までを目途に実施するとともに、地域の感染状況に応じ定期的に実施するよう求める」旨、明記されました。
- 上記改訂を踏まえ、県内の医療提供体制を維持するために、重症化リスクが高い高齢者や障がい者が生活する施設の従事者にPCR検査等を実施し、**施設内の感染拡大防止対策を強化**することとしました。
- そこで、本県では、高齢者施設及び障がい者が生活する施設の従事者を対象に、PCR等検査事業を実施することとなりました。
- 検査の申込みとともに、**陽性者が発生した場合の支援**に活かせるよう、施設の基本情報や感染対策の状況なども登録していただきます。
- PCR検査結果は偽陰性（陽性だが陰性と判定）や偽陽性（陰性だが陽性と判定）の可能性もあるため、**検査結果に頼らず、日ごろから感染対策に留意**していただくようお願いいたします。
- 当該事業を通じて、**施設における新型コロナウイルス感染症対策の一助**となると幸いです。

2 事業の概要

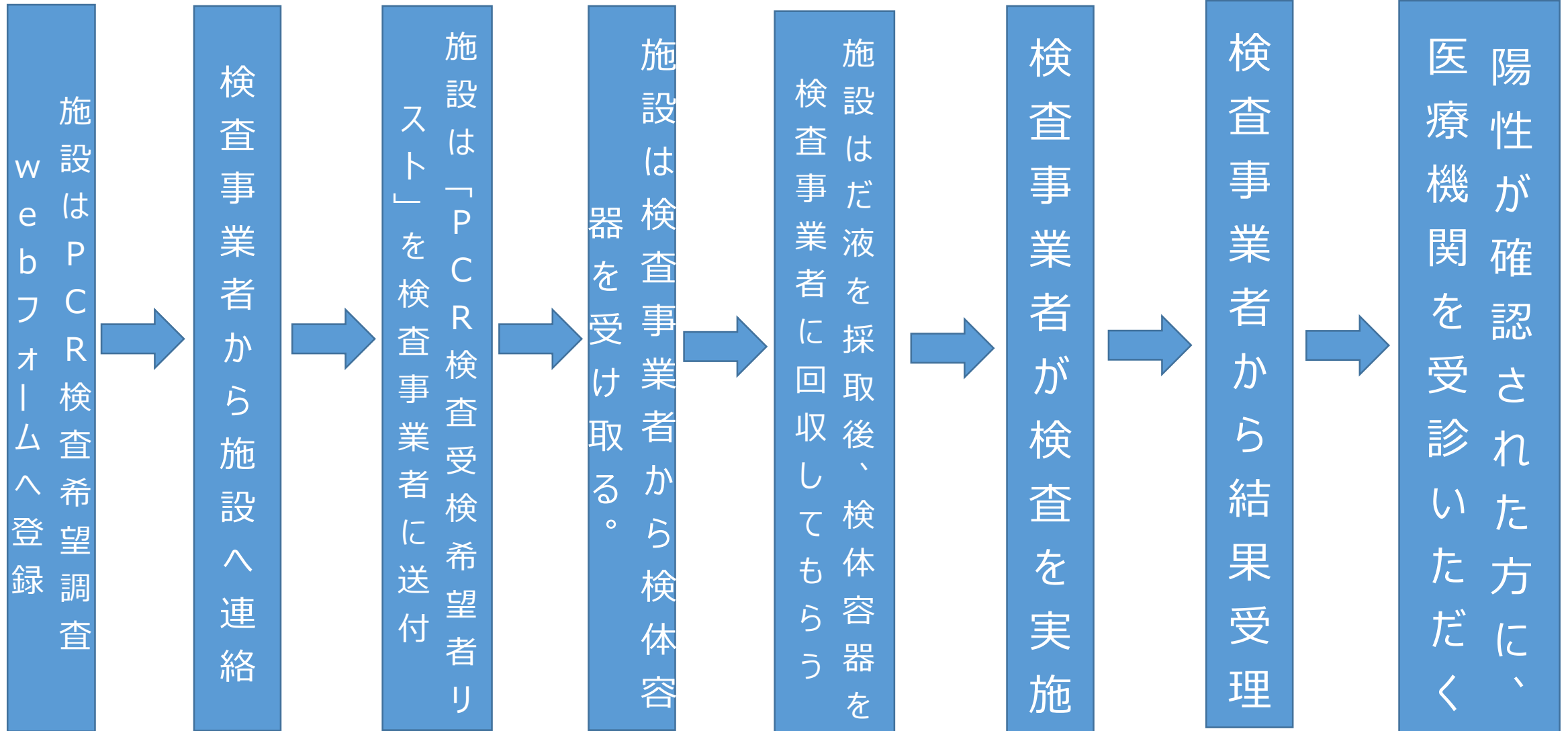
- 本事業では、**だ液**採取によるPCR検査を実施します。
- 対象者は利用者と接する職員となります。常勤・非常勤及び職種は問わず、施設長が感染防止のために必要と判断した者が対象となります。
- PCR検査希望調査webフォームの登録期間は、次のとおりです。

2週間おき1人3回を限度に定期的に検査を受けることができます。

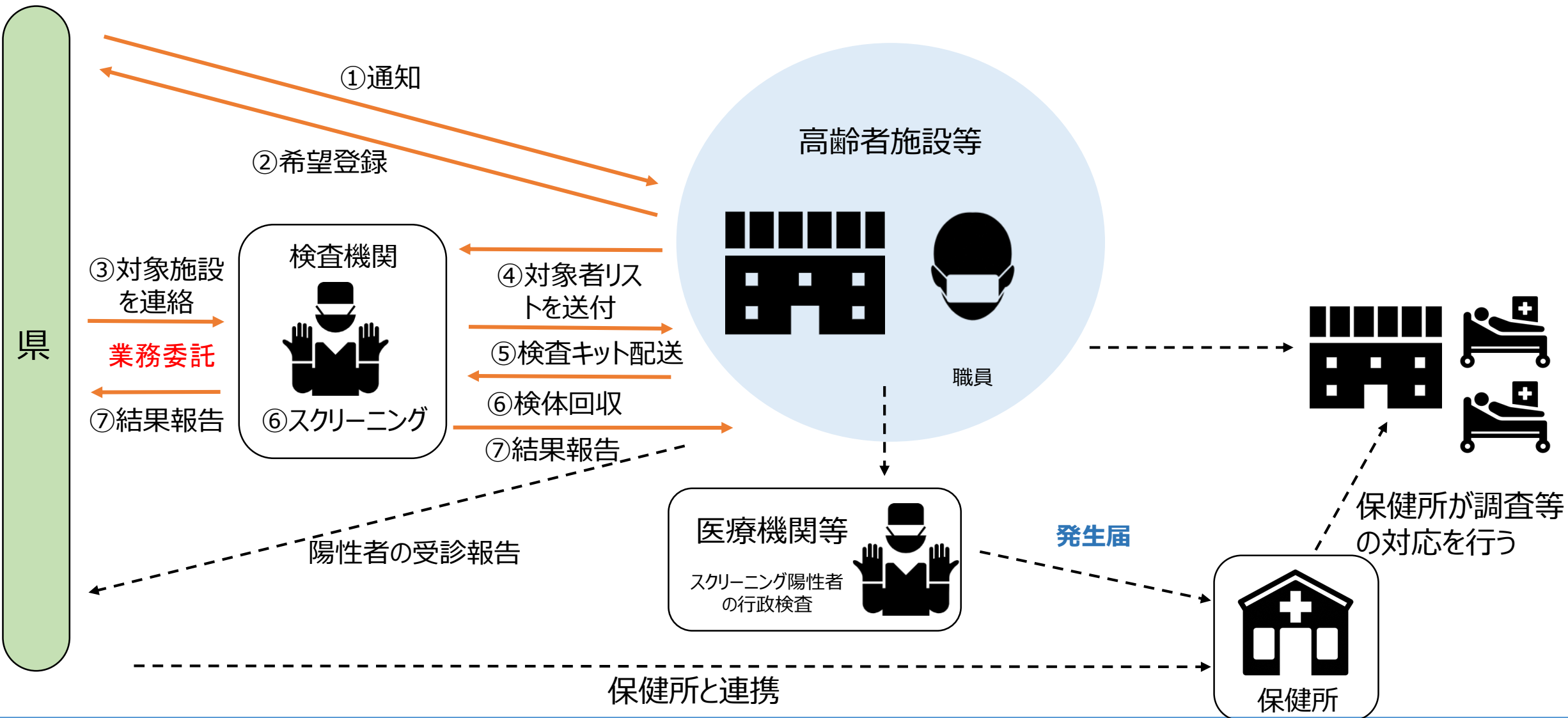
- 第1回目検査（検査希望日：令和3年2月22日（月曜日）から2月26日（金曜日）まで
入力期間：令和3年2月12日（金曜日）から2月19日（金曜日）まで
- 第2回目検査（検査希望日：令和3年3月8日（月曜日）から3月12日（金曜日）まで
入力期間：令和3年2月20日（土曜日）から3月5日（金曜日）まで
- 第3回目検査（検査希望日：令和3年3月22日（月曜日）から3月26日（金曜日）まで
入力期間：令和3年3月6日（土曜日）から3月19日（金曜日）まで

※本事業を**希望されない場合は、申請フォームへの入力及び県への連絡は不要です。**

3 事業の流れ



【参考】事業全体のフロー図



5 PCR検査実施までの具体的な手続き

1 PCR検査希望調査webフォームから登録

- ・「3 PCR検査希望調査方法について」を参照し入力を進めてください。
- ・検査希望日は、2～3日間の幅を持たせて入力してください。
- ・登録完了画面と同時に、登録メールアドレスに自動で「登録完了」メールが届きます。

2 「PCR検査受検希望者リスト」の作成

- ・令和3年2月12日付け県からの通知とともに、送付された「PCR検査受検希望者リスト」(Excel)の作成をお願いします
- ・検査を受ける方、全員の「氏名・性別・年齢」を記載してください。

3 検査事業者から施設へ連絡有り

- ・施設と事業者で、PCR検査キットの事前送付、回収日時の調整をお願いします。
- ・「PCR検査受検希望者リスト」を事業者へ送付してください。

4 検査事業者から検査結果の報告

6 だ液採取方法及び留意点

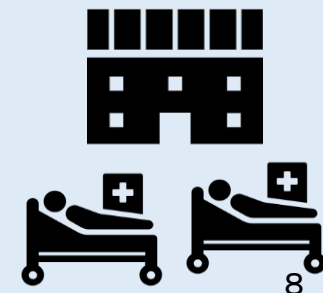
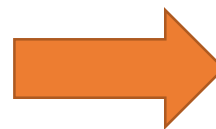
- ✓ 唾液採取の60分前から食事・歯磨きはしないでください。
- ✓ 唾液採取の30分前に乳製品・ジュースは飲まないでください。
- ✓ ストローがあると検体採取しやすくなりますので、ストローが自宅にある方はご持参ください。

- ① ラベルシールにフルネームをカタカナで記載し容器に貼ります。名前を確認してください。
- ② 自然に分泌される唾液を口の中に溜めます。
- ③ キャップを外しストローを口につけ、ゆっくり溜まった唾液を吐きだします。ストローがない人は、容器の外にこぼさないように入れてください。
- ④ 容器に1cc～2cc程度唾液を入れてください。容器の目盛りが書いてあります。目盛り1～2の間で唾液を入れてください。
- ⑤ 唾液がとれたら、容器を閉めて検査機関の手順通りに保管、梱包してください。

検査の流れのイメージ



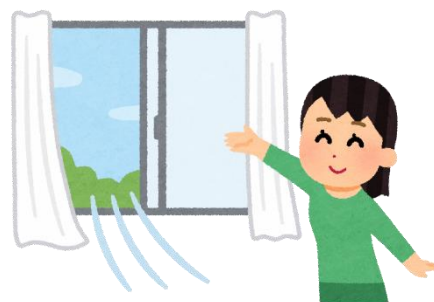
だ液採取容器例



7-1 検査結果判明後について

(1) 職員全員「**陰性**」の場合

- ・検体採取時点での結果であるため、採取日以降の感染を否定するものではありません。
- ・感染しててもウイルス量が少ないと、検査した日に陽性と判明しない場合があります。
- ・引続き施設内外での感染対策の徹底をお願いします。



こまめな換気



手指衛生の徹底



正しいマスク着用

7-2 検査結果判明後について

(2) 「**陽性**」が確認された場合

- ① 「陽性」が確認された職員は**出勤停止**。
- ② 陽性職員は、施設の**協力医療機関又は地域の医療機関を受診**し、診察及び医師の指示に基づき確認検査を行う。
- ③ 医師の診察の結果、「新型コロナウイルス感染症」と診断された場合、医療機関の所在する管轄の保健所へ**「発生届」**を提出していただく。
- ④ ②と同時に、施設は所在地を管轄する保健所へ連絡し、本事業により「陽性者」が確認された旨伝える。
- ⑤ 施設は、利用者の検査等保健所の指示に従う。
- ⑥ 施設は、利用者の感染状況について、保健所とともに県へ報告する。
※県への報告方法については、現在作成中のため、今後、お示しいたします。

8. 本事業に関するお問合せ先

●本事業のお問合せ先

※ 2月15日（月曜日）からの受付となります。

【コールセンター】

受付時間：月曜日から金曜日（土日祝日を除く）

9時から17時まで

電話：045-285-0716

